

## 令和8年度宮城県地域公共交通計画別紙の一部変更について

## 1 国庫補助額変更額

令和8年3月11日認定額（令和7年度第5回活性化協議会（書面））

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計	
ミヤコーバス	54,311	千円	40,875	千円	95,186	千円
宮城交通	4,265	千円	4,002	千円	8,267	千円
計	58,576	千円	44,877	千円	103,453	千円

## 今回認定（予定）額

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計		増減額（幹線）		増減額（車両）		計		変動率
ミヤコーバス	53,767	千円	40,875	千円	94,642	千円	-544	千円	0	千円	-544	千円	99.4%
宮城交通	4,258	千円	4,002	千円	8,260	千円	-7	千円	0	千円	-7	千円	99.9%
計	58,025	千円	44,877	千円	102,902	千円	-551	千円	0	千円	-551	千円	

主要な変更箇所については別紙資料のとおり。

## 2 変更内容

## (1) ミヤコーバス

吉岡線について、運転士不足を背景とした減便（平日・土休日）により、計画実車走行キロが減少するため、計画額についても減額するもの。

主な修正箇所	修正後	修正前
補助額	7,081.0 千円（504.5 千円減）	7,585.5 千円

(2) その他

運行カレンダーに錯誤があり、平日と同休日の運行日に修正が生じたため、併せて計画実車走行キロ及び計画額を修正するもの。

主な修正箇所	修正後	修正前
平日日数	238 日(1 日減)	239 日
土曜日日数	50 日	50 日
日祝日日数	77 日(1 日増)	76 日

【参考】

上記 2 は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」2 (1) ア「地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について」に基づく「軽微な変更」にあたり、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項（第 18 条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱っている。

(軽微な変更)

- ・各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10%以内又は 1 回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の 10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10%以内の増減